

## 震災復興空き店舗対策事業

☎ 商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

震災で被害を受けた商店街や被災者に活気が生まれ、にぎわいを取り戻すよう、空き店舗を賃借し、小売業、飲食業、サービス業などの事業を展開する事業者に対し、補助金を交付します。

### ◆対象者

各地域の中心商店街に所在し、震災後、商業活動を休止してから1カ月を経過した空き店舗を賃借して出店する個人または法人（市外からの移転も可）

※ただし、すでに出店している店舗、事業所などの借り換えは対象外

### ◆補助要件

次の①～⑤すべての要件をみたすこと

- ① 空き店舗の入口が歩道または道路に直接、接している1階店舗
- ② 次に掲げる店舗または施設として活用されるもの
  - (1) 小売業、飲食業またはサービス業に供する店舗
  - (2) 観光交流施設、観光物産施設、研修施設、保育サービス施設、地域休憩所その他地域貢献を目的とする施設
- ③ 週4日以上営業することとし、おおむね正午以前に開店し、午後6時以降に閉店するもの

④ 開業後3年以上継続して営業するもの

⑤ 古川商工会議所、大崎商工会、玉造商工会、商店街振興組合等の推薦を受けられるもの

### ◆補助金額

対象経費	経費の内訳	限度額	
改装費	空き店舗の内装または外装の改装工事に係る経費	100万円 ※補助対象経費の2/3以内の額	
		1年目	8万円/月 ※補助対象経費の2/3以内
		2年目	6万円/月 ※補助対象経費の1/2以内
賃借料	建物の賃借料（賃借に係る敷金および礼金を除く）	3年目	4万円/月 ※補助対象経費の1/3以内

### ◆補助対象期間

10月1日～平成26年3月31日までに事業を開始した日から最大3年間（ただし、平成28年3月31日まで）

### ◆申込

商工振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

## 震災復興イベント開催支援事業

☎ 商工振興課商工振興係 ☎ 23-7091

被災した商店街の売上回復を図るため、イベント事業を開催する商店街や民間団体に対して、補助金を交付します。

### ◆イベント開催対象地域

被害を受けた商店街

### ◆対象者

宮城県商店街振興組合連合会に加盟する商店街振興組合や任意の商店会、特定非営利活動法人、中心商店街の活性化を目的とする民間団体など

### ◆補助要件

平成24年3月31日までに開催されるイベントで、

「がんばろう 大崎 心は一つ」その他これに類するスローガンを掲げ、募金などにより被災者の支援や被災地の復興を目的とする活動を伴うもの

### ◆補助対象経費

報償費（商店街等の構成員に支給するものを除く）、需用費、役務費、使用料、賃借料、備品購入費

### ◆補助金額

補助対象経費の3分の2以内で30万円を限度

### ◆申込

商工振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

## 農業生産復興のための無利子の資金

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

最長18年間の無利子措置、償還期限の延長や貸付限度額の引き上げなど、返済負担が大幅に軽減されました。特に、農林漁業セーフティネット資金は、中長期運転資金で1,200万円までの借入で、営農や施設等用途の自由度が高く、使いやすくなっています。

### ◆融資の内容

融資機関	資金名	貸付限度額	利率	償還		主な用途
				据置期間	償還期間	
日本政策金融公庫	農林漁業セーフティネット資金	年間経営費または1,200万円	無利子	6年	13年	災害復旧の中長期の運転資金
	農林漁業施設資金（災害復旧）	負担額の100%（最大1,200万円）	無利子	6年	18年	施設等の修理
	スーパーL資金	個人 1.5億円 法人 5億円	18年まで無利子（19年以降有利子）	13年	28年	長期運転資金施設資金
農協等	天災資金	個人 250万円 法人 2,000万円	無利子	—	7年	種苗代、肥料等
	農業近代化資金	個人 1,800万円 法人 2億円	無利子	10年	18年	長期運転資金施設資金

資金の活用を検討している場合には、ぜひご相談ください。

### ◆申込

農林振興課（市役所東庁舎2階）または各総合支所産業建設課（鳴子総合支所は観光建設課）

## 県農業災害対策資金

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

宮城県では、東日本大震災およびこれに伴う福島第一原発事故による放射能被害で、出荷制限による減収や費用負担に係る損害賠償金が支払われるまでの、当面の運転資金の貸付事業を実施します。

### ◆対象

市の被害認定を受けた市内在住の農業を営む個人および市内の農業者で組織する生産組合、集落営農組織、農業生産法人

### ◆貸付利率

農業協同組合が貸し付ける資金…無利子

その他の融資機関が貸し付ける資金…1.25%

### ◆融資の内容

用途区分	融資限度額	償還期間
農林業経営の再建に必要な資金	個人：300万円 ※農林業所得が総所得の過半に満たない場合は150万円 法人：500万円	5年以内（据置1年以内） ※150万円を超える場合は7年で据置1年
出荷制限等による損害に必要な資金	1,000万円	7年以内（据置1年以内）

### ◆申込

各金融機関へ平成24年2月28日まで申し込み

## 農畜産物放射能被害対策支援資金

☎ 農林振興課農業経営係 ☎ 23-7090

市では、福島第一原発事故による放射能被害で農畜産物生産や出荷に支障が出た農業者に資金の貸付事業を実施します。

### ◆対象

市内在住の農業を営む個人および市内の農業者で組織する生産組合、集落営農組織、農業生産法人

### ◆資金の使途

農業者等の営農の継続および生活の維持に必要な資金

### ◆融資の内容

資金名	融資限度額	据置期間	返済期間	利率
農畜産物放射能被害対策支援資金	250万円	2年以内	7年以内	無利子

### ◆受付期間

平成24年3月31日までに融資が決定したもの

### ◆申込

各農業協同組合へ申し込み